

○志摩市災害時協力井戸の登録に関する要綱

平成22年12月15日

告示第176号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時に上水道による給水が停止した場合に、地域の助け合いによって生活用水を確保する災害時協力井戸の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 災害時協力井戸の登録要件は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に所在する井戸であること。
- (2) 井戸水をくみ上げるための設備を有すること。
- (3) 所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)が現に使用しており、今後も使用する見込みであること。
- (4) 災害時に上水道による給水が停止した場合に、協力できる範囲内で生活用水として地域住民等に井戸水を提供できること。
- (5) 井戸の所在地、所有者等の必要な情報を公表することについて所有者等の同意が得られること。

(登録の手続き)

第3条 災害時協力井戸の登録を受けようとする所有者等(以下「申出者」という。)は、災害時協力井戸登録申出書(様式第1号)により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項による申出があったときは、必要な調査を行い、登録の可否を決定し、災害時協力井戸登録決定通知書(様式第2号)又は災害時協力井戸不登録決定通知書(様式第3号)により申出者に通知するものとする。

(運用)

第4条 市長は、災害時協力井戸に関する台帳を作成し、災害時協力井戸の所在地及び所有者等の必要な情報の周知に努めるものとする。

2 市長は、災害時協力井戸の所在を示す標識(様式第4号)を災害時協力井戸の所有者等に交付し、災害時協力井戸の所有者等は、これを玄関等の見やすい場所に掲示するものとする。

(登録の期間)

第5条 災害時登録井戸の登録期間は、登録した日の属する年度から起算して3箇年度とする。ただし、登録期間の満了までに市長、災害時協力井戸の所有者等のいずれからも異議の申出がない場合は、さらに1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録の変更)

第6条 災害時協力井戸の所有者等は、当該災害時協力井戸の登録事項に変更があったときは、災害時協力井戸登録変更申出書(様式第5号)により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項による申出があったときは、登録事項を修正し、災害時協力井戸登録変更決定通知書(様式第6号)により当該災害時協力井戸所有者等に通知するものとする。

(登録の解除)

第7条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、当該災害時登録井戸の登録を解除することができる。

- (1) 災害時協力井戸の所有者等が災害時協力井戸登録解除申出書(様式第7号)により登録の解除を申し出た場合
- (2) 災害時登録井戸が第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の規定により登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除決定通知書(様式第8号)により当該災害時協力井戸の所有者等に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、災害時協力井戸の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。